

令和8年度 しまね省エネ住宅・再エネ設備パッケージ補助金 F A Q  
(よくあるご質問)

1 補助金制度に関すること

問1-1 この補助金の目的は。

- 2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、家庭における脱炭素化と循環型林業の推進による吸収源対策を同時に図るため、島根県内において県産木材を活用した省エネ住宅を建設するとともに太陽光発電設備等をパッケージで導入する者に対し、補助金を交付するものです。

問1-2 補助金の書類提出・問い合わせ先は。

- 本補助金の書類提出・問い合わせ先は以下のとおりです。
- 交付申請書は、郵送（書留郵便に限る）又はメールによりご提出ください。

【申請に関する問い合わせ先、申請書の提出先】

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（島根県庁 東庁舎4階）  
島根県環境生活部環境政策課 エコライフ推進係  
TEL:0852-22-6343 E-mail:kankyo@pref.shimane.lg.jp

【本補助金制度等に関する問い合わせ先】

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（島根県庁 東庁舎4階）  
島根県環境生活部環境政策課 エコライフ推進係  
TEL:0852-22-6343 E-mail:kankyo@pref.shimane.lg.jp

問 1 - 3 国や市町村の補助金と併用か。

- 補助対象が重複する国（国から委託等を受けた執行団体が実施する補助事業を含む）の補助金や国費が財源となっている市町村の補助金を併用することはできません。

**【併用できない補助金の例】**

(国の補助金)

- ・戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業
- ・みらいエコ住宅2026事業

**【併用可能な補助金の例】**

(県の補助金)

- ・県産木材利用促進事業費補助金

※市町村が実施する市産材・町産材を使用した住宅建築に関する補助金については、各市町村へお問い合わせください

## 2 補助対象者に関すること

問 2 - 1 この補助事業の対象となる者は。

○ 次の①に該当し、(1)及び(2)の要件に適合する者が対象となります。なお、①に該当する者が、補助対象設備をPPA又はリース契約により導入する場合は、補助対象設備に限り、②又は③に該当し、(1)及び(2)の要件に適合する者も補助対象者となります。

① 新築戸建住宅の建築主であって、建築後に当該戸建住宅に常時居住する個人

② PPAにより①に補助対象設備を提供するPPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者）

③ リース契約により①に補助対象設備を提供するリース事業者（県内に主たる営業所を有するもの）

(1) 県税に未納がないこと。

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団員等」という。）でないこと（法人その他の団体にあつては、暴力団員等が当該団体の運営に関与していないこと）。

問 2 - 2 PPA やリース契約により太陽光発電設備や蓄電池を導入する場合の申請は。

○ 新築戸建住宅の建築主である個人とPPA事業者又はリース事業者による共同申請となります。

○ 補助対象住宅に係る補助金は新築戸建住宅の建築主である個人に、補助対象設備に係る補助金はPPA事業者又はリース事業者それぞれにそれぞれ交付決定を行います。

### 3 補助対象事業（住宅）に関すること

問3-1 この補助事業の対象となる住宅は。

- 本補助金の補助対象住宅は、次の①～④の全ての要件を満たす住宅が対象となります。
  - ① しまね省エネ住宅・再エネ設備パッケージ補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表1に定める省エネ住宅であること。
  - ② 県産木材の供給から設計・施工までをグループ化して取り組む団体に属する中小工務店が施工する住宅であること。
  - ③ 主要構造部（柱、土台）における県産木材の使用割合が35%以上であること。なお、内装材等にも県産木材を使用している場合は、その使用量を加算した上で、使用割合を算出してもよい。
  - ④ BELSにおいて『ZEH』であることを示す証書を取得すること。

問3-2 県産木材の供給から設計・施工までをグループ化して取り組む団体に属する中小工務店とは。

- 県産木材の供給から設計・施工までをグループ化して取り組む団体に属する工務店は、次の工務店を想定しています。
  - ・ 「しまねの木」活用工務店<sup>※1</sup>
  - ・ 地域型住宅グリーン化事業に取り組む工務店<sup>※2</sup>
- 上記以外で、その他の団体に属する工務店も、県産木材の供給から設計・施工までをグループ化して取り組んでいる場合は対象となる場合がありますので、申請前に下記の問い合わせ先へご相談ください。
- また、本補助金では、「中小工務店」を県内に主たる営業所を有する工務店であって、直近3年間において元請として工事を請け負った新築住宅の戸数の平均が54戸以下であるものとします。

※1 「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度実施要領（令和2年3月25日付け林第1148号。以下「認定制度実施要領」という。）第2条で定める「しまねの木」活用工務店（以下「認定工務店」という。）または認定工務店となることが確実な者をいう。ただし、本補助金の交付については、認定制度実施要領第4条で定める「しまねの木」活用建築士・工務店認定講習会を受講し、認定工務店として認定された後とする。

【認定工務店登録名簿は、以下の県林業課HPからご確認頂けます】

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/mokuzai/ninteiseido.html>

※2 令和5年度地域型住宅グリーン化事業において採択されているグループ内に属する工務店をいう。

【問い合わせ先】

島根県環境生活部環境政策課 エコライフ推進係

問3-3 申請書に添付する、「県産木材の供給から設計・施工までをグループ化して取り組む団体に属する工務店であることを確認できる書類」とは。

- 県産木材の供給から設計・施工までをグループ化して取り組む団体に属する工務店であることを確認できる書類は次のとおりです。
  - ◇ 「しまねの木」活用工務店の場合
    - ・ 「しまねの木」活用工務店認定証<sup>※1</sup>の写し
  - ◇ 「しまねの木」活用工務店となることが確実な工務店の場合
    - ・ 「しまねの木」活用工務店認定申請確認書<sup>※2</sup>の写し  
(「しまねの木」活用工務店認定証の写しを実績報告時に添付すること)
  - ◇ 地域型住宅グリーン化事業に取り組む工務店の場合
    - ・ 令和5年度地域型住宅グリーン化事業に関するグループの採択通知の写し
    - ・ 当該グループが継続していること及び当該グループに属していることが分かる書類<sup>※3</sup>

※1 認定制度実施要領第5条により通知された認定証をいう。

※2 一般社団法人島根県木材協会が定める県産木材建築利用促進事業費補助金交付要綱の様式1-2をいう。

【県産木材建築利用促進事業費補助金交付要綱等は、以下のHPからご確認頂けます】

<https://shimane-mokuzai.jp/riyosokushin1.html>

※3 グループ規約やグループ事務局が作成する書類(任意様式)など。

問3-4 申請書に添付する「新築住宅供給戸数に係る確認書」に記載する住宅供給戸数には、集合住宅も含めるのか。

- カウントする戸数には、木造以外の住宅も含まれますが、集合住宅は除きます。
- 供給戸数の実績については、対象となる事業年度に建築主又は買主に引き渡した戸数が対象となります。

問3-5 ZEH又はZEH+の補助額は。

- ZEHは定額55万円、ZEH+は定額100万円です。

問 3 - 6 ZEH とは何か。

- ZEHとは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスのことであり、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」のことをいいます。
- 本補助金では、建築物省エネルギー性能表示制度におけるBELS評価機関からZEHマークの交付を受けた一戸建て住宅で、以下の①～④の全てを満たすものをいいます。
  - ①平成28年省エネルギー基準を満たした上で、外皮平均熱貫流率（UA値[W/m<sup>2</sup>K]）を地域区分4～6地域で0.6以下とすること。
  - ②設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。
  - ③太陽光発電設備を導入すること。
  - ④設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。

問 3 - 7 ZEH+とは何か。

- 本補助金では、建築物省エネルギー性能表示制度におけるBELS評価機関からZEHマークの交付を受けた一戸建て住宅（専用住宅）で、以下の①～④のすべてを満たし、⑤⑥のうち1つ以上を選択し導入したものをいいます。
  - ①平成28年省エネルギー基準を満たした上で、外皮平均熱貫流率（UA値[W/m<sup>2</sup>K]）を地域区分4地域で0.4以下、5・6地域で0.5以下とすること。
  - ②設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。
  - ③太陽光発電設備を導入すること。
  - ④設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。
  - ⑤太陽光発電設備により発電した電力を電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）（以下「EV」という。）に充電を可能とする設備（EV充電用コンセント等）を設置し、敷地内の駐車スペースにおいて使用を可能な状態とすること。なお、EVの所有は要件に含まない。
  - ⑥HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。
- ※⑤及び⑥の要件の詳細は、交付要綱別表1をご確認ください。

問3-8 ZEH+でEV充電用コンセント等を選択した場合、EVの所有が必要か。

- EVの所有は補助要件になっていません。EV充電用コンセント等は、敷地内の駐車スペースにおいて使用可能な状態となっている必要があります。

問3-9 Nearly ZEHやZEH Orientedは補助対象となるか。

- 本補助金の補助対象となるのはZEH又はZEH+のため、Nearly ZEHやZEH Orientedは補助対象となりません。また、Nearly ZEH+も補助対象となりません

問3-10 増築・改築は補助対象となるか。

- 増築や改築は本補助金の補助対象となりません。新築のみ補助対象となります。

問3-11 店舗との併用住宅だが、補助対象になるか。

- 併用住宅は本補助金の補助対象となりません。専用住宅のみ補助対象となります。

問3-12 建売住宅は補助対象になるか。

- 建売住宅は本補助金の補助対象となりません。

問3-13 ZEH又はZEH+のみ補助を受けることは可能か。

- 可能です。交付要綱別表4に示すE又はFの区分で申請してください。
- E又はFの区分の場合も、太陽光発電設備の導入は必須ですが、県内の市町村が実施を予定しているFIT売電を条件とした太陽光発電設備の補助金<sup>※1</sup>などを活用し導入頂いて構いません。

※1 島根県内の各市町村が実施する再生可能エネルギー設備等導入支援事業の一覧は、以下の県環境政策課HPからご確認頂けます。

【県HP】

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/energy/energy/saisei/hojo/hojo.html>

問 3-14 ZEH 又は ZEH+の補助対象経費となる材料及び設備の具体例は。

- ZEH及びZEH+の補助対象となる材料及び設備は以下のとおりです。

<ZEH又はZEH+の補助対象となる材料及び設備>

補助対象となる材料及び設備	断熱等（断熱材、玄関ドア、窓及びガラス）、空調設備、給湯設備、換気設備
---------------	-------------------------------------

- 交付要綱別表 5 に示すZEH及びZEH+の補助対象経費としては、上記の補助対象となる材料及び設備の購入及び工事に要する経費に加え、BELS評価書取得に要する経費も対象となります。

問 3-15 交付決定前に補助対象事業の工事の契約を締結することは可能か。

- 可能です。ただし、令和 8 年度については、令和 8 年 4 月 9 日より前に契約締結したものは本補助金の補助対象となりませんのでご注意ください。

問 3-16 交付決定前に補助対象事業の工事に着手することは可能か。

- 交付決定を受ける前に補助対象事業に係る工事に着手している場合は、補助の対象となりません。
- ZEH又はZEH+については、杭打ち工事や根切り工事、基礎工事※は交付決定前に着手していても差し支えありません。  
※ただし、補助対象となる基礎断熱工事の交付決定前着工は認められません。

問 3-17 「常時居住」をどのように確認するのか。

- 本補助事業により建築したZEH又はZEH+への常時居住は、住民票により確認します。

問3-18 居住後に転勤することになったが、補助金の返還が必要か。

- 本補助事業は、「建築主が常時居住」することを要件としているため、建築主が常時居住しない場合は、交付要件を満たさないため、補助金返還の対象となります。なお、以下の例のような正当な理由がある場合は、交付対象となり得ますので予めご相談ください。

【正当な理由の例】

- ・ 建築主に同居者がいる場合に、同居者が継続して常時居住する場合

問3-19 ZEH住宅を他人に貸すことは可能か。

- 本補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定め期間を経過するまでの間に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊し（廃棄を含む。）をする場合は、交付要綱第21条第2項の規定により、あらかじめ知事に承認を受けなければなりません。
- また、交付要綱第21条第3項の規定により、知事は、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるとしています。

#### 4 補助対象事業（設備）に関すること

問4-1 太陽光発電設備や蓄電池で導入できる設備容量に上限はあるか。

##### 【太陽光発電設備】

- 本補助金の交付対象となる設備は、最大出力が10kW未満のものとなります。（補助金の補助率は7万円/kW、補助額の上限は63万円です。）

##### 【蓄電池】

- 本補助金の交付対象となる設備は、容量が4,800Ah・セル相当のkWh未満のものとなります。（補助金の補助率は蓄電池の価格の1/3（上限4.7万円/kWh）、補助額の上限は47万円です。）

問4-2 PPA やリース契約により太陽光発電設備や蓄電池を導入する場合の条件は。

- PPA又はリース契約により太陽光発電設備や蓄電池を導入する場合も本補助金の対象となります。ただし、PPA又はリース契約で導入する場合は、以下の要件を満たす必要があります。
  - ・ PPA の場合、PPA 事業者（需要家に対してPPA により電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
  - ・ リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
- PPA又はリース事業者への補助金交付は、問2-2のとおり。
- また、PPA 契約期間満了後に需要家に太陽光発電設備等を譲渡する場合は、「譲渡を受けた者の責任で、法令に基づき適切に太陽光発電設備等を廃棄しなければならない」旨をPPA 契約書に明記してください。

問4-3 太陽光発電設備ではFIT、またはFIP制度の認証を受けることが可能か。

- 本補助金で設置する太陽光発電設備では、FIT又はFIPの認定を取得することはできません。（認定を取得した場合は、補助金の交付を受けることができません。）
- そのため、FIT制度の認定を受けることを要件とした県内市町村が実施する住宅用太陽光発電設備補助金との併用もできません。

問4-4 オフサイトPPAも補助対象になるか。

- PPAで太陽光発電設備を導入する場合は、オンサイトPPAのみ本補助金の補助対象となります。

問4-5 太陽光発電設備の設置場所は、住宅の屋根でなくても、同じ敷地内に設置されていれば、補助対象となるか。

- 本補助金の交付を受けて建築するZEH又はZEH+の住宅と同一敷地内であれば、本補助金の補助対象となります。

問4-6 蓄電池の補助金額の算出方法は。

- 蓄電池の補助金額の算出は、蓄電池の価格<sup>※1</sup>の1/3（ただし、上限は4.7万円/kWhとする）に蓄電容量<sup>※2</sup>（ただし、最大10kWhまでとする）を乗じて得た額（千円未満に端数があるときは、その端数を切り捨てる）とします。

※1）蓄電池の価格（万円/kWh）は、補助対象経費（万円）を蓄電容量（kWh）で除した値とする。

※2）蓄電容量は、kWh単位で小数点第2位以下を切り捨てた値とする。

問4-7 太陽光発電設備の電力変換装置（パワーコンディショナー）が蓄電池のパワーコンディショナーと一体型（ハイブリッド）の場合、太陽光発電設備の補助額の算出方法は。

- 太陽光発電設備の間接補助金の算出は、補助対象経費と太陽電池出力<sup>※1</sup>1kW当たり7万円を乗じて得た額のいずれか低い額（ただし、最大40kWまでとする）とします。ハイブリッド型パワーコンディショナーであっても同様に算出します。

※1）太陽電池出力は、太陽電池モジュールの公称最大出力合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値とする。

問４－８ 太陽光発電設備の電力変換装置（パワーコンディショナー）が蓄電池のパワーコンディショナーと一体型（ハイブリッド）の場合、蓄電池の補助対象経費から除く必要があるか。

- ハイブリッド型パワーコンディショナーも蓄電池の補助対象経費になります。ただし、ハイブリッド型パワーコンディショナーに係る経費の内訳として、（太陽光発電設備）電力変換部分と（蓄電池）蓄電システム部分が切り分けられる場合は、（太陽光発電設備）電力変換部分の経費は除くものとします。

問４－９ 蓄電池の要件に、「価格が12.5万円/kWh以下となるよう努めること」とあるが、どのような取組により本要件を満たすこととなるのか。

- 販売事業者（見積書の取得先）に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うこと等により本要件を満たすこととします。その上で、家庭用：12.5万円/kWh以下の蓄電システムの導入が困難である場合は、蓄電池の価格の1/3（家庭用：4.7万円/kWhを上限）に蓄電容量（最大10kWh）を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）を交付します。

問４－１０ 交付決定前に補助対象事業の工事の契約を締結することは可能か。（再掲）

- 可能です。ただし、令和８年度については、令和８年４月９日より前に契約締結したものは本補助金の補助対象となりませんのでご注意ください。

問４－１１ 交付決定前に補助対象事業の工事に着手することは可能か。（再掲）

- 交付決定を受ける前に補助対象事業に係る工事に着手している場合は、補助の対象となりません。

## 5 事務手続き、提出書類に関すること

問5-1 補助事業への応募期限は。

- 令和8年12月25日までに交付申請書を以下の書類提出先へ提出してください。  
なお、提出書類に不備がある場合は受理はせず、不備がなくなった時点での受理となります。

### 【申請書の提出先】

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（島根県庁 東庁舎4階）

島根県環境生活部環境政策課 エコライフ推進係

TEL:0852-22-6343

E-mail : kankyo@pref.shimane.lg.jp

### 【本補助金制度等に関する問い合わせ先】

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（島根県庁 東庁舎4階）

島根県環境生活部環境政策課 エコライフ推進係

TEL:0852-22-6343

E-mail : kankyo@pref.shimane.lg.jp

問5-2 応募の受付は先着順か。

- 先着順で受付を行い、交付申請書に係る補助金の額の合計が予算の総額に達した時点で、募集は終了となります。なお、提出書類に不備がある場合は受理できず、不備がなくなった時点での受理となりますが、その間に募集が終了した場合は受理できませんのでご注意ください。

問5-3 申請書の申請者の住所は、現住所を書くのか。それとも転居後の住所か。

- 住民票に記載されている住所を記載してください。

問5-4 住民票にマイナンバーを表記する必要があるか。

- マイナンバー表記のない住民票を提出してください。

問5-5 申請書に添付する納税証明書（県税に未納がないことを記載したもの）はどこで取得できるのか。

- 県税については、納税証明書は各県民センターで交付しています。
- 証明事項は「全税目について、未納の徴収金がないこと」を選択してください。
- 詳しくは以下の県HPをご確認ください。

[https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei\\_syomei/nouzeisyomei.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei_syomei/nouzeisyomei.html)

問5-6 申請書類の押印は必要か。

- 不要です。

問5-7 交付申請から交付決定まで、どれくらいの期間を要するか。

- 速やかに交付決定の手続きを行いますが、交付申請書類に不備や補正等を要する場合は交付決定できませんので、申請者は速やかな不備・補正等の対応をお願いします。

問5-8 どのような状態であれば事業完了となるのか。

- 次に掲げる事項すべての完了をもって、事業の完了とします。
  - ①住宅の検査済証（建築基準法第7条又は第7条の2に定めるもの）又は瑕疵担保履行法付保険証書等（建築確認が不要な住宅に限る。）の取得。
  - ②BELS評価書の取得。
  - ③太陽光発電設備、蓄電池については、設置が完了し、通電されている又は通電できる状態になっている。
  - ④補助事業に係る工事請負契約の全額精算
  - ⑤補助事業者が本補助金の交付を受けて建築したZEH又はZEH+へ入居（住民票上で確認できること）

問5-9 実績報告の際に、添付する住民票の写しは、入居後のものか。

- 実績報告書には、本補助金の交付を受けて建築した住宅に居住することが確認できる住民票の写しを添付してください。

問5-10 実績報告までに、入居ができないがどうしたらよいか。

- 実績報告書提出までに入居が完了できない場合は、補助金の交付決定を受けた年度の3月末日までに居住すること（居住後に速やかに住民票を提出すること）を条件に事業完了とします。
- なお、上記条件に反した場合は補助金返還の対象となります。

問5-11 実績報告の際に、建築確認の検査済証の写しが必要となっていますが、建築確認申請が不要な地域は何を提出すればよいか。

- 建築確認申請が不要な地域において、実績報告の際に、検査済証の代わりに提出できる書類の例は次のとおりです。
  - ・不動産登記における建物の登記事項証明書
  - ・瑕疵担保履行法付保険証書の写し